

～2025年度日本医薬品卸勤務薬剤師会研修会～

# 災害時の医薬品供給体制と 支援薬剤師の活動

公益社団法人 日本薬剤師会  
常務理事 山田 卓郎

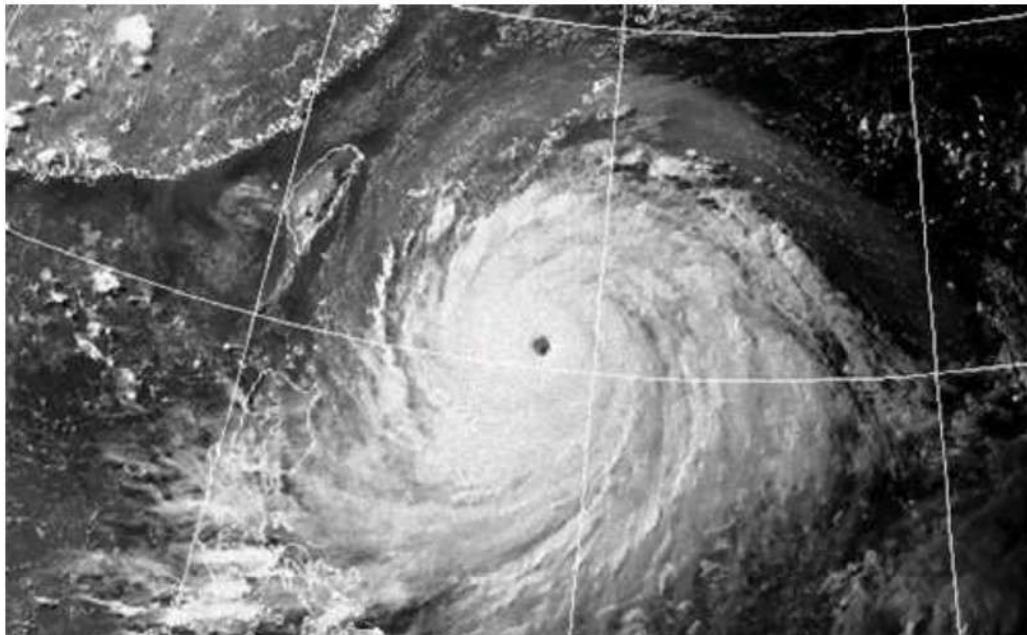
# 本日の内容

1. 我が国の災害医療提供体制
2. 災害時の医薬品流通
3. 支援薬剤師の活動
4. 改訂版「薬剤師のための災害対策マニュアル」

# 1. 我が国の災害医療提供体制について

# 伊勢湾台風

(昭和34年9月26日)



犠牲者5,098人（死者4,697人・行方不明者401人）

負傷者38,921人

全壊家屋36,135棟・半壊家屋113,052棟、  
流失家屋4,704棟、床上浸水157,858棟、  
船舶被害13,759隻



# 災害対策基本法

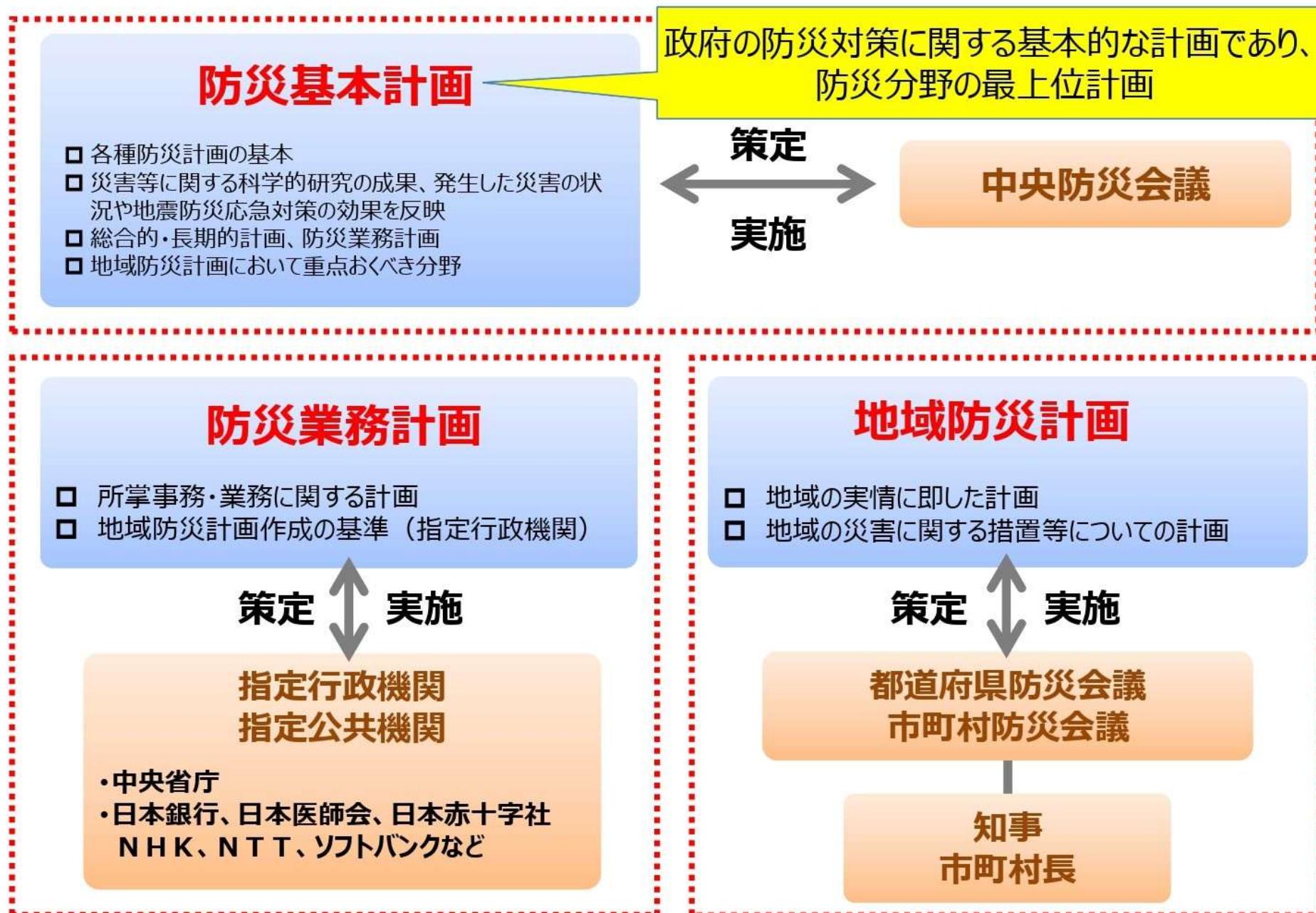
(昭和36年11月15日法律第223号)

国土並びに国民の生命、身体及び財産を**災害から保護する**ため、防災に關し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な**体制を確立し、責任の所在**を明確にするとともに、**防災計画**の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

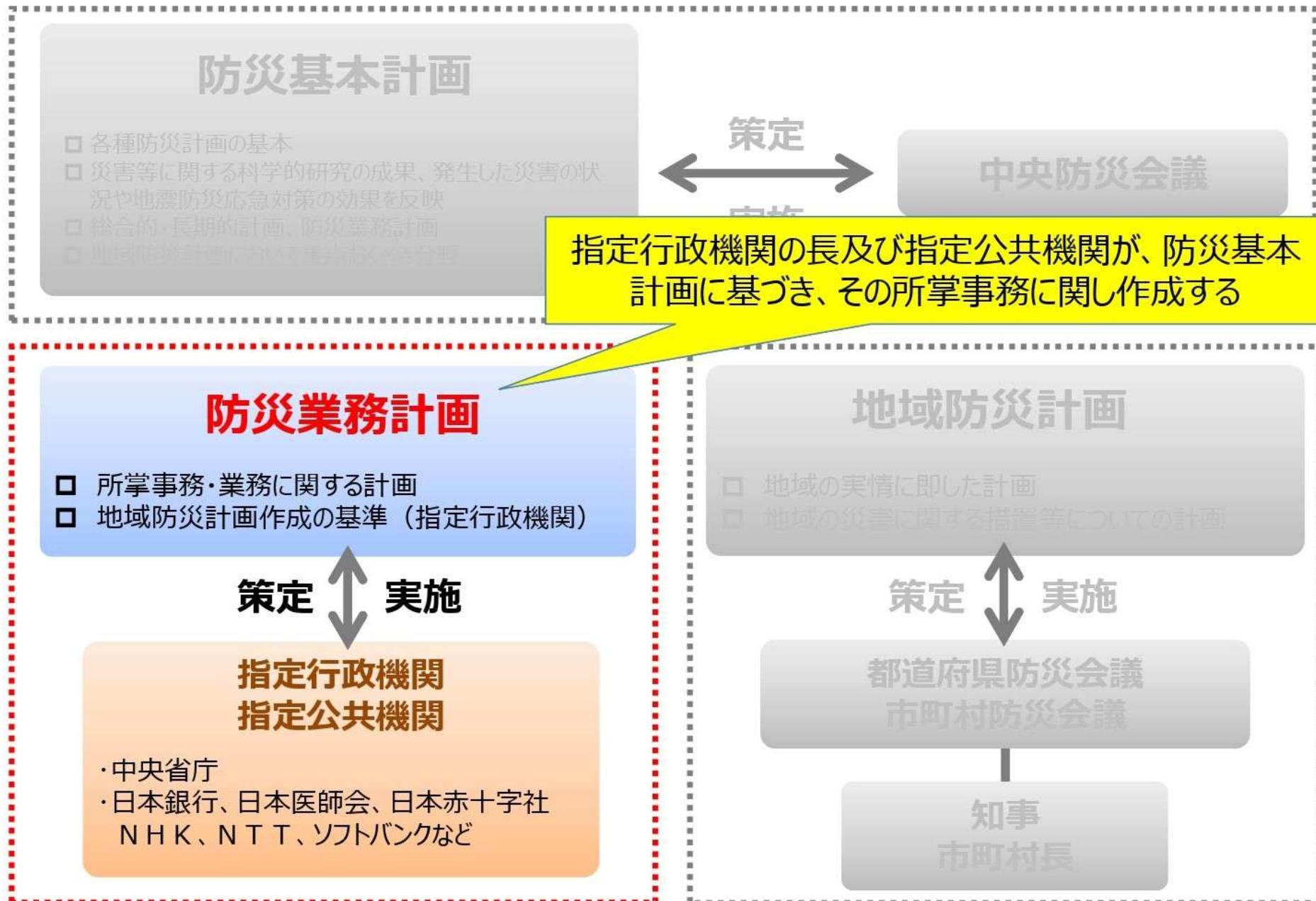
区市町村長

防災に關して体制を確立して**責任の所在**を明らかにするとともに**防災計画**を作成する。

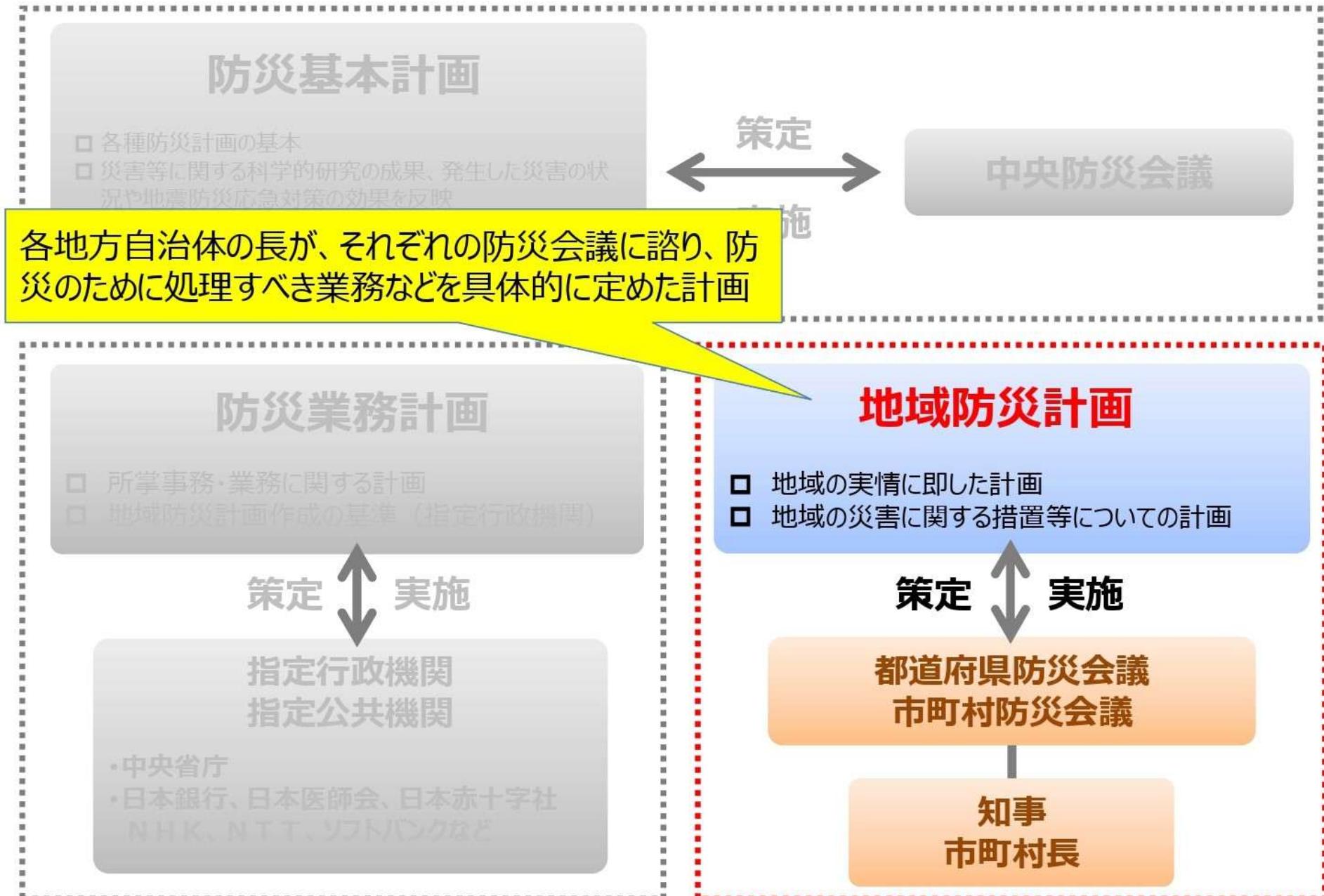
# 防災計画の体系



# 防災計画の体系



# 防災計画の体系



**災害対策基本法**(昭和36年11月15日法律第223号)第14条に基づき、  
宮城県の執行機関の附属機関として設置されております。  
(地方自治法第202条の3)

つかさどる事務は、

- ・宮城県地域防災計画の作成及びその実施を推進
  - ・災害が発生した場合、その災害に関する情報の収集
- などです。

設置については、宮城県防災会議条例(昭和37年10月18日宮城県条例第25号)で定められております。

**指定地方公共機関**は、都道府県の区域において公益的事業を営む法人や地方独立行政法人で、当該都道府県知事が指定するものです。これらの機関は、地方公共団体と協力して様々な業務を行います。具体的な業務には、警報・避難の指示、武力攻撃災害緊急通報、医療や電気・ガスの安定的な供給、避難住民や救援のための緊急物資の運送、通信の優先的取扱いなどが含まれます

# 宮城県指定地方公共機関

1	石巻ガス株式会社	平成17年4月26日
2	塩釜ガス株式会社	平成17年4月26日
3	古川ガス株式会社	平成17年4月26日
4	一般社団法人宮城県LPガス協会	平成17年4月26日
5	公益社団法人宮城県トラック協会	平成17年4月26日
6	公益社団法人宮城県バス協会	平成17年4月26日
7	宮城交通株式会社	平成17年4月26日
8	阿武隈急行株式会社	平成17年4月26日
9	仙台空港鉄道株式会社	平成25年1月15日
10	東北放送株式会社	平成17年4月26日
11	株式会社仙台放送	平成17年4月26日
12	株式会社宮城テレビ放送	平成17年4月26日
13	株式会社東日本放送	平成17年4月26日
14	株式会社エフエム仙台	平成17年4月26日
15	公益社団法人宮城県医師会	平成17年4月26日
16	一般社団法人宮城県歯科医師会	平成28年3月22日
17	一般社団法人宮城県建設業協会	平成26年3月18日
18	宮城県道路公社	平成17年4月26日
19	一般社団法人宮城県薬剤師会	令和 3年9月10日

番号1～16,18は災害対策基本法及び国民保護法に基づく指定地方公共機関です。

番号17,19は災害対策基本法に基づく指定地方公共機関です。

# 災害救助法

(昭和22・10・18・法律118号)

第33条 第23条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む）は、救助の行われた地の**都道府県**が、これを**支弁**する。

第36条 **国庫**は、都道府県が第33条の規定により支弁した費用及び第34条の規定による補償に要した費用（前条の規定により求償することができるものを除く。）並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において…… 左の**区分**に従つて**負担**するものとする。

**行為**に関する費用 = **行為**が決められている

**災害支援にかかった費用は  
被災都道府県知事が支弁する**

# 災害救助法の原則

## I 平等の原則

被災者の経済的な要件の如何にとらわれず、救助を要する被災者には**等しく救助**の手をさしのべなければならない。

## II 必要即応の原則

同じ被災者に対する救助であっても、**必要なもの**については**必要な程度**行われなければならないが、それを超えて救助を行う必要はない。

## III 現物支給の原則

法による救助は**現物**をもって行うことを原則としている。

## IV 現在地救助の原則

法による救助は被災者の住民はもとより、旅行者、一般家庭の訪問客、その他その土地の通過者等を含め、全ての被災者に対して**現在地**において**実施**することを原則としている。

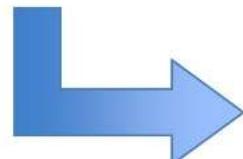
## V 職権救助の原則

法による救助は、応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、**都道府県知事**がその**職権**によって、救助すべき対象(人)、救助の種類、程度、方法及び期間を調査、決定の上、実施することとなっている。

# 災害救助法適用地域における医療の実施

項目	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所 <sup>(注)</sup> において医療(施術)を行うことができる。	(注)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術、その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	発生の日から <b>14日</b> 以内	特別基準の設定が可能
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	あらかじめ編成しておいた救護班では、十分な医療が確保できないとき、都道府県立又は市町村立の病院、診療所、日本赤十字社等の医師、薬剤師及び看護師等により <b>救護班を編成</b> する。

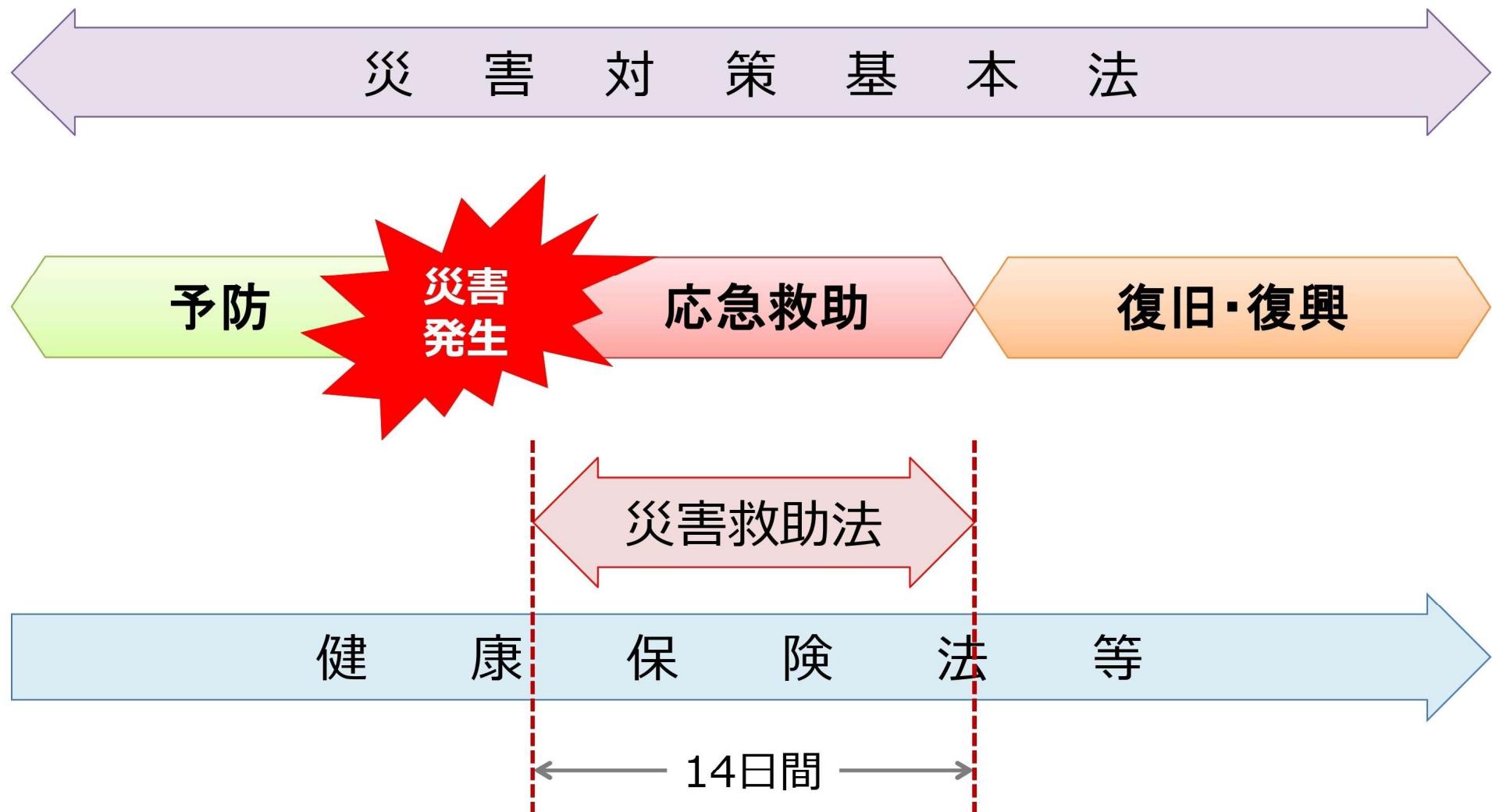
□被災地であっても通常の**保険診療等**による医療が行われている場合には、**法による医療を実施する必要はない。**



九州北部豪雨災害（2017年）

宮城県丸森町台風19号災害（2019年）

# 災害医療と保険医療



災害救助法から健康保険法にスムーズに移行させるには？

## 2. 災害時の医薬品流通について

# 非常災害用医薬品確保に関する協定書（宮城県卸組合）

## 非常災害用医薬品確保に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県医薬品卸組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、宮城県地域防災計画に基づき、非常災害時に必要とされる医薬品及び医療材料（以下「医薬品等」という。）の確保と供給について必要な事項を定めるものとする。

### （災害時の医薬品等の供給）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し必要な医薬品等の供給を要請できるものとする。

2 乙は、災害時に必要とされる医薬品等の円滑な供給が行われるよう協力するものとする。

### （体制整備）

第3条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、連絡体制及び供給体制の整備に努めるものとする。

### （訓練）

第4条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるよう努めるものとする。

# 非常災害用医薬品確保に関する協定書（宮城県卸組合）

## （情報の交換）

第5条 甲及び乙は、平常時から災害時の医薬品等の確保について協議し、災害時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、災害時に被災地の医薬品等の需給状況についての情報交換に努めるものとする。

## （非常災害用医薬品等の備蓄）

第6条 甲は、災害初期に緊急に必要とされる医薬品等を指定し、乙はこれを備蓄するものとする。

2 前項の備蓄の方法は、流通備蓄とする。

3 甲は、前項の備蓄に要する経費について負担する。

4 甲は、第1項により指定する医薬品等の品目及び数量等について、毎年度、乙と協議して定めるものとする。

## （非常災害用医薬品等の配送）

第7条 災害時に乙は、甲の指定した場所に備蓄医薬品等を速やかに配送するものとする。

# 非常災害用医薬品確保に関する協定書（宮城県卸組合）

（広域的な支援体制の整備）

第8条 乙は、日本医薬品卸売業連合会と連携を強化して広域的な支援が受けられる体制の整備に努めることとし、災害発生時に県内施設で要請事項に対する措置ができない場合は、県外施設から措置するよう努めることとする。また、甲はそのために必要な協力をを行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定書の発効）

第10条 この協定は、令和3年8月19日から効力を発するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年8月17日

甲 宮城県知事 村井嘉浩

乙 仙台市青葉区大手町1番1号

宮城県医薬品卸組合理事長 鈴木三尚

## 1.目的

- ・宮城県地域防災計画(地震災害対策編、津波災害対策編及び風水害等災害対策編)に定める医療救護活動について、**関係機関が実施すべき基本的事項を定めたものです。**
- ・地震等の大規模な自然災害により多数の傷病者が発生した場合に、発生後の初期救急段階から**避難所が設置されている期間における医療救護活動**については、本マニュアルに基づいて実施するものとします。

## 2.位置付け

- ・大規模災害においては、発生時にはまず多数の傷病者に対する医療救護活動への対応が重要であり、その後、時間の経過に伴い、保健・衛生などの公衆衛生活動にニーズがシフトしていきます。
- ・本マニュアルでは、災害発生直後の初期救急段階から避難所等で中長期にわたって行われる医療救護班等による医療救護活動について定めることとします。

## 第7章 医薬品等の供給及び薬剤師の派遣と活動

※詳細は災害時薬事関連業務マニュアルを参照してください。

### 1 災害時に必要とされる医薬品等

大規模災害時には、時系列的な医薬品の供給が必要となります。需要が見込まれる医薬品等は、表1のとおりです。

なお、人工透析液、インシュリン等の特定の医薬品確保も必要であり、また、ガスえそ抗毒素、破傷風抗毒素等の緊急時医薬品の確保についても考慮しなければなりません。

表1 災害時に必要とされる医薬品等

	発災から3日間	3日目以降	避難所生活が長期化する頃
目的	主に外科系措置 重症患者は医療機関へ搬送するまでの応急処置	主に急性疾患措置	主に慢性疾患措置 医療機関に引き継ぐまでの応急的措置
予想される傷病	多発外傷、熱傷、挫滅傷、切創、打撲 骨折等	心的外傷後ストレス障害(PTSD)、不安症 不眠症、過労、便秘症、食欲不振、腰痛 感冒、消化器疾患、外傷の二次感染症等	急性疾患の他、高血圧、呼吸器官疾患、糖尿病 心臓病等
医療用	医療材料（小外科セット、縫合セット、包帯等） 細胞外液補充液（維持液、代用血漿液） 血液製剤 解熱鎮痛消炎剤（小児用）	・同左欄の他 鎮咳剤、去痰剤（小児用含む） 止しゃ剤、整腸剤（小児用含む） 便秘薬（下剤、浣腸剤）	・同左欄の他 降圧剤 抗血栓用剤 糖尿病用剤（インスリン注射、経口糖尿病治療剤） 心疾患用剤

# 大規模災害時医療救護活動マニュアル（宮城県）

## 2 医薬品等の供給に対する事前の備え

### (1) 宮城県医薬品卸組合との協定に基づく流通備蓄

県は、宮城県医薬品卸組合と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し、緊急に必要とする医薬品、医療資機材については、医薬品卸売業者がランニングストックとして確保します。

（「非常災害用医薬品確保に関する協定書」）

### (2) 関係団体との協定に基づく供給体制の整備

県及び日本産業・医療ガス協会東北地域支部、宮城県医療機器販売業協会は、災害急性期以降も含めた医療救護活動に必要な医療用ガス等を供給できるよう、あらかじめ協議し体制を整備しておきます。

### (3) 市町村と関係団体との協定に基づく供給体制の整備

市町村は、医療救護所等で使用する医薬品等を確保できるよう、宮城県地区薬剤師会とあらかじめ協議することに努めます。

### (4) 医療施設における備蓄

各医療施設においては、災害発生時に入院患者等に必要な医薬品等について、可能な限り備蓄に努めるとともに、災害発生時の調達方法について、取引先の卸会社等とあらかじめ必要な協定等を締結するなど、緊急時の対策を講じておく必要があります。

## 3 医薬品等の供給

### (1) 医薬品集積所の設置

県は、救援物資の医薬品等を集積するため、一次医薬品集積所を設けます。必要に応じて、地域保健医療調整本部ごとに二次医薬品集積所を設けます。

### (2) 医薬品等の供給

県は、市町村及び県派遣の医療救護班からの要請に基づき、宮城県医薬品卸組合、日本産業・医療ガス協会東北地域本部、宮城県医療機器販売業協会、宮城県赤十字血液センター等に対し医薬品等の供給を要請します。医薬品等の供給の流れは、下図のとおりとなります。

# 大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県医薬品卸組合理事長鈴木三尚（以下「乙」という。）とは、宮城県地域防災計画「地震災害対策編・風水害等災害対策編・津波災害対策編」において規定する県外等から輸送される医薬品等を受け入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所について、次のとおり覚書を交換する。

- 1 一次医薬品集積所は、乙の会員が所有する次の施設とする。  
所在地：黒川郡大和町小野字明通40-7  
名 称：バイタルネット宮城物流センター
- 2 一次医薬品集積所で受け入れる品目は、医薬品、医療機器、衛生材料等の医療救護に必要なものとする。
- 3 一次医薬品集積所の施設使用については、無償とする。
- 4 一次医薬品集積所の使用が必要な場合は、甲は乙に対してその使用を要請するものとし、乙は、甲の要請に基づく医薬品等の適切な受入・供給が行われるよう努めるものとする。
- 5 甲は、一次医薬品集積所に管理責任者を設置し、運営・管理を行う。
- 6 この覚書に定めがない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年3月9日

甲 宮城県知事 村井嘉浩

乙 宮城県仙台市青葉区大手町1-1  
宮城県医薬品卸組合 理事長 鈴木三尚

## 1.目的

- ・「宮城県地域防災計画」に定める医療救護活動について、関係機関が実施すべき基本的事項を定めた「大規模災害時医療救護活動マニュアル」に即して、災害時における薬剤師の活動、医薬品等の供給体制及び薬剤師の派遣体制等を示すことを目的としています。

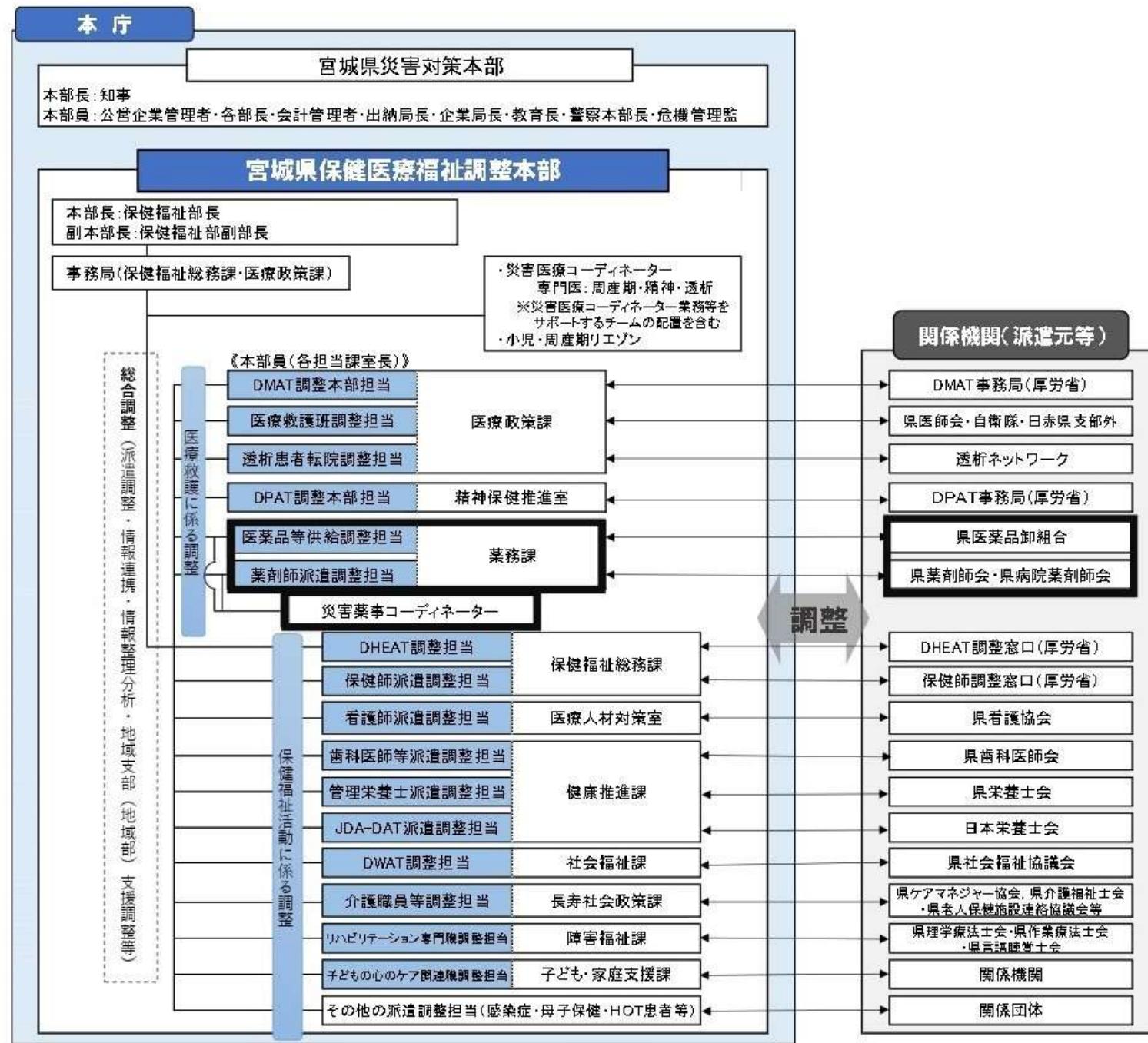
## 2.位置付け

- ・「大規模災害時医療救護活動マニュアル」にて示されている、災害発生直後の初期救急段階（超急性期・急性期）から避難所等での中長期（亜急性期・慢性期）にわたる医薬品等の供給体制や薬剤師の派遣体制等、薬事に関する事項について、詳細に定めたものです。

## 3.活用の対象期間

- ・「大規模災害時医療救護活動マニュアル」と同様に、初期救急段階から、被災地において避難所等での巡回診療等のニーズが収束するまでの期間をその活用対象とします。

# 保健医療福祉調整本部並びに災害薬事コーディネーターの関係図



# 第3章 情報収集と伝達

## 1 緊急時連絡先の整備

県は、協定を締結している各関係団体等（地区薬剤師会を含む）、（一社）宮城県薬剤師会にて独自に指定している災害拠点薬局及び非常災害用医薬品等を備蓄している医薬品卸販売業者と、緊急時連絡先を共有します。

各連絡先共有者は、通信手段の多重化を考慮した緊急連絡体制を整備し、緊急時連絡先に変更があった場合は、速やかに更新し、薬務課に提出します。

薬務課は、連絡先の更新を確認した場合は、速やかに他の連絡先共有者に対し、連絡先内容の更新を周知します。

## 2 被災状況・業務継続状況等の収集・伝達

薬務課は、上記緊急時連絡先を活用するとともに、市町村及び関係機関と連携しながら、医療施設・薬局等の被災状況及び業務継続状況等について、一元的に情報の収集・伝達を行います。

### （1）医療機関（病院・診療所）（図3-1）

※本項目の内容は、大規模災害時医療救護マニュアル（令和5年4月改訂版）を加工した内容であり、詳細は、当該マニュアルを参照します。

イ 「宮城県救急医療情報システム」（以下「県システム」という。）参加医療機関は、災害発生直後に県システムの「簡易入力画面」から建物・インフラの状態等を入力し、状況把握後（発生数時間後を想定）に「詳細入力画面」から診療状態や応援の必要の有無等を入力します。

ロ 地域保健医療福祉調整本部及び仙台市健康福祉局は、県システムに未入力の医療機関及び県システムに未参加の医療機関の被災・業務継続状況等について、市町村からの報告や直接把握した情報に基づき、県システムに代行入力します。（県システムの情報が「広域災害救急医療情報システム」（EMIS）に自動的に反映されます。）

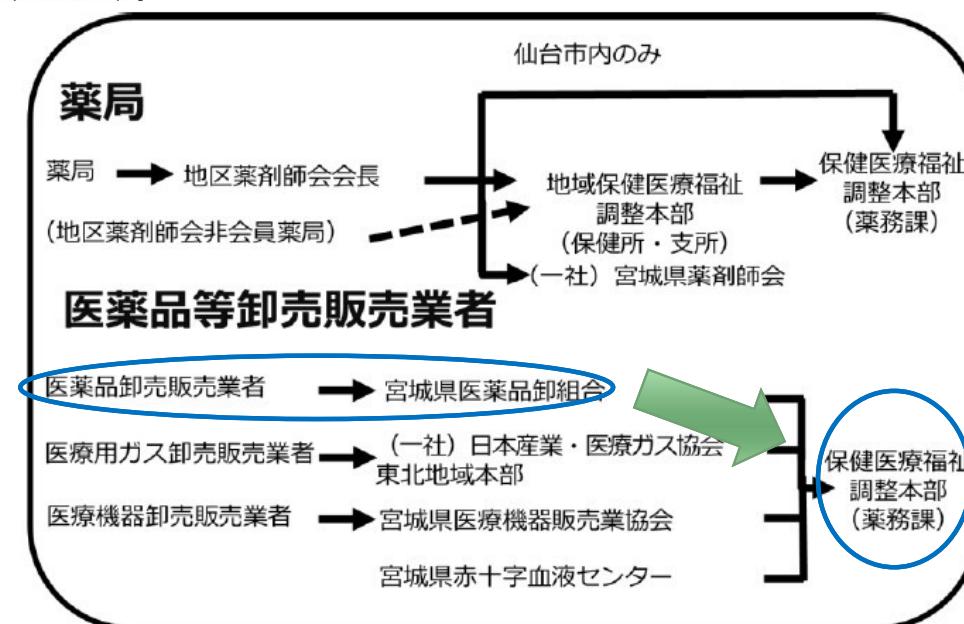
### （2）薬局（図3-2）

イ 薬局は、被災・業務継続状況を地区薬剤師会に薬局被災・業務継続状況報告様式（様式1-1）により報告します。

なお、地区薬剤師会非会員薬局については、地域保健医療福祉調整本部（設置されていない場合は保健所・支所とする。また、設置されている場合においても、黒川、栗原及び登米の所管区域においては、それぞれ、塩釜保健所黒川支所、大崎保健所栗原支所及び石巻保健所登米支所とする。）が被災状況を調

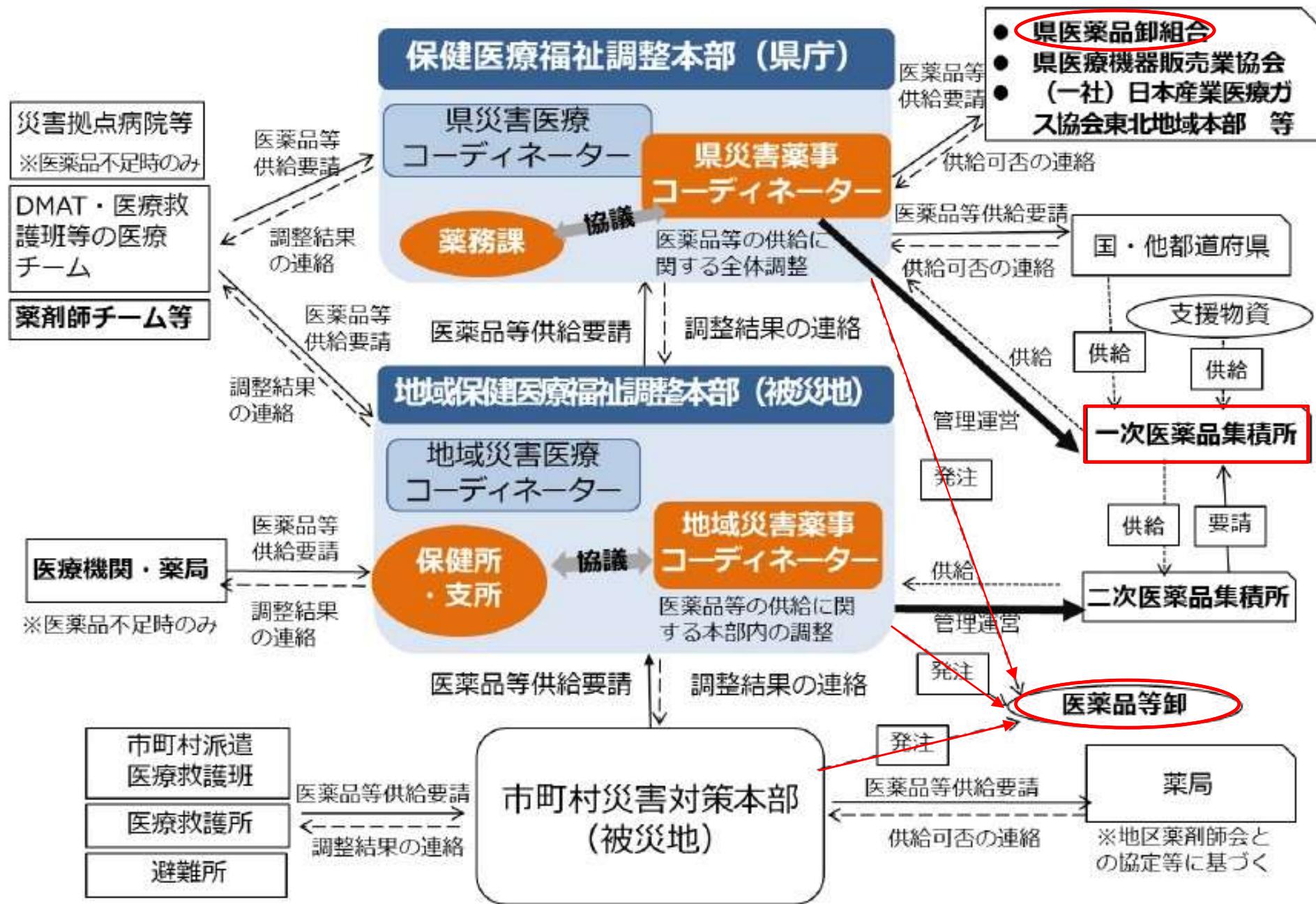
### (3) 医薬品等卸売販売業者（図3-2）

- イ 医薬品等卸売販売業者は、被災・業務継続状況を宮城県医薬品卸組合、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部及び宮城県医療機器販売業協会に医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告様式（様式2-1）により報告します。
- ロ 宮城県医薬品卸組合等は、県内の状況を取りまとめ、薬務課に医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告集計表（組合・協会用）（様式2-2）により報告します。また、宮城県赤十字血液センターも、被災・業務継続状況を薬務課に様式2-2により報告します。
- ハ 薬務課は、報告された情報を、医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告集計表（様式2-3）によりまとめます。
- ニ 報告内容は、人的被害の有無、建物・インフラの状態、在庫医薬品等の被害状況、需給状況及び配送困難の有無等とします。



▲図3-2 薬局及び医薬品等卸売販売業者の情報収集フロー

# 医薬品等の供給フロー全体図



### 3. 支援薬剤師の活動について

# これまでの支援活動で感じたこと

- 連絡網の重要性
- 役割分担
- 法律や協定
- 心構え

## 資料4 救護活動を行う上の留意事項

### 【心構え】

被災地において救護活動を行う上で最も重要なことは、**被災者の救済を第一に考えること**である。その上で、薬剤師としての自覚を持ち、被災地の都道府県薬剤師会の現地対策本部の指揮命令系統に従って行動する。その一方、薬剤師という職にとらわれ「それは、薬剤師の仕事ではない」といった考えをせずに、「被災地の方々の助けになることであれば何でも良い、自らが出来ることをやろう」という気持ちで活動すべきである。的確な状況判断、臨機応変な行動を伴うことは当然であるが、**救護活動を行う医療チームのメンバー、被災地の薬局や薬剤師会との協調性を保つことが重要である**。被災地の方々(もしくは薬局や薬剤師会等)や他のボランティアに負担や迷惑をかけるような行動は厳に慎むべきである。

# 令和6年能登半島地震における 日本薬剤師会スキーム 薬剤師班の活動



# 日薬班の活動



## 1. 情報共有

石川県薬剤師会、地域保健医療福祉調整本部、各活動班

## 2. モバイルファーマシー(MP)、臨時調剤所での調剤

## 3. 巡回医療班、保健師との帯同

## 4. 避難所巡回

OTCの設置・整理、衛生管理、

# 1.情報共有



門前町



能登町



珠洲

## 2.モバイルファーマシー(MP)、臨時調剤所での調剤



すずなり救護所(珠洲)



災害処方箋対応(穴水)

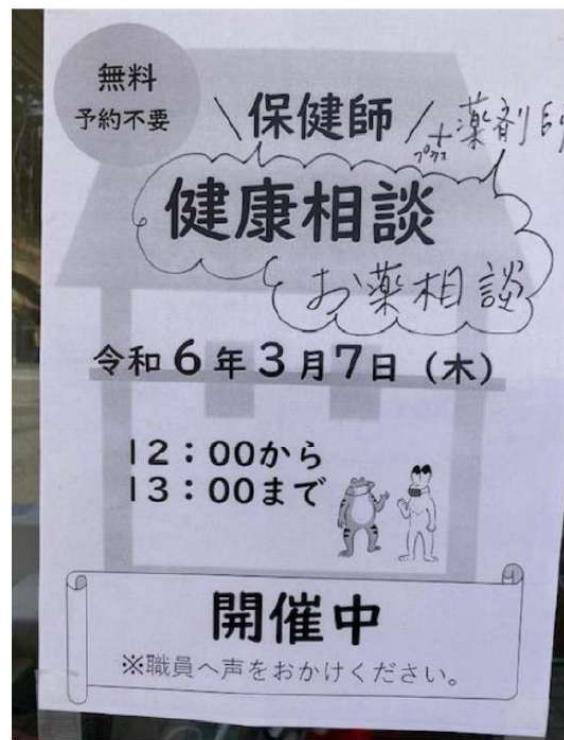


OTC便秘薬の  
分包依頼に対応(輪島)

### 3.巡回医療班、保健師との帯同



医療班ミーティング(能登町)



(珠洲)

発熱者対応;屋外での検査(門前町)



### 3.巡回医療班、保健師との帯同

#### 避難所巡回リスト(門前町)

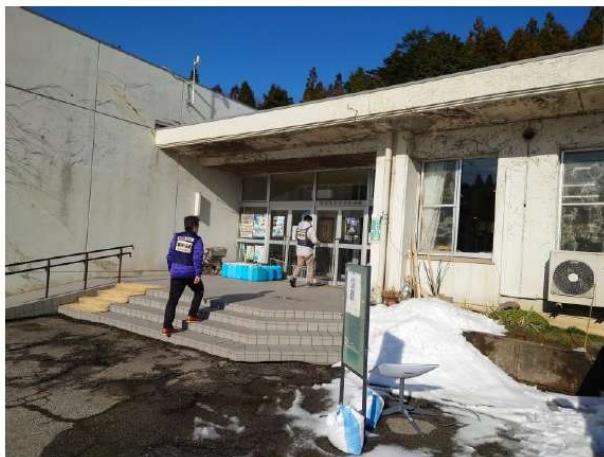
地区名	自衛隊番号	施設名・支所	1月18日	1月19日	1月20日	1月21日	1月22日	1月23日	1月24日	1月25日	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	
七浦	8	餅田基幹集落センター																埼玉					福岡		
	9	百成大角間集会場															北海道	北海道	埼玉						
	10	皆月多目的集会場																							
	11	禪山集会所																							
	12	中谷内集会所															鳥取								
	13	矢徳集会所																	埼玉						
	56	七浦公民館																北海道	埼玉						
諸岡	33	諸岡公民館	○	宮崎							北海道				北海道	埼玉								大阪	
	34	松風台保育所									北海道					埼玉								大阪	
	35	諸岡集会所									北海道	北海道				埼玉								大阪	
	36	門前西小学校			宮崎										北海道	大阪								大阪	
黒島	7	黒島公民館	○	宮崎							北海道				北海道									大阪	
門前	47	門前東小学校		宮崎							熊本				熊本			埼玉							大阪
	38	門前会館		宮崎							熊本				熊本			大阪							大阪
	39	総合支所																	北海道京都						
	40	門前高校		宮崎							熊本				北海道			大阪							大阪
	42	ライフサービス高崎		北海道	北海道						熊本						北海道	門前予定	一北海道						大阪
	44	深田集会所(あすなろ苑)		北海道							熊本				北海道			北海道	北海道						大阪
	48	広岡住宅集会所			北海道						愛媛						北海道	北海道	埼玉						大阪
	49	西中尾																							大阪
	41	門前中学校			宮崎						愛媛				熊本			埼玉							大阪
	45	下中和田集会所			北海道						愛媛						埼玉	北海道							大阪
阿岸	46	谷内和田集会所			北海道						愛媛						埼玉	北海道							大阪
	55	猿橋集会所									愛媛							北海道	門前予定						
	1	阿岸公民館	○	宮崎	宮崎										北海道			鳥取							
浦上	4	小山集会所																埼玉							
	3	民家(江崎地域 應覺寺)																鳥取							
浦上	5	浦上	○	宮崎											北海道			埼玉							
	6	田村																埼玉							



JMATに帯同(門前町)

## 4. 避難所巡回

CO2濃度測定と換気指導、  
常用薬確認表に基づく調剤薬の服薬指導

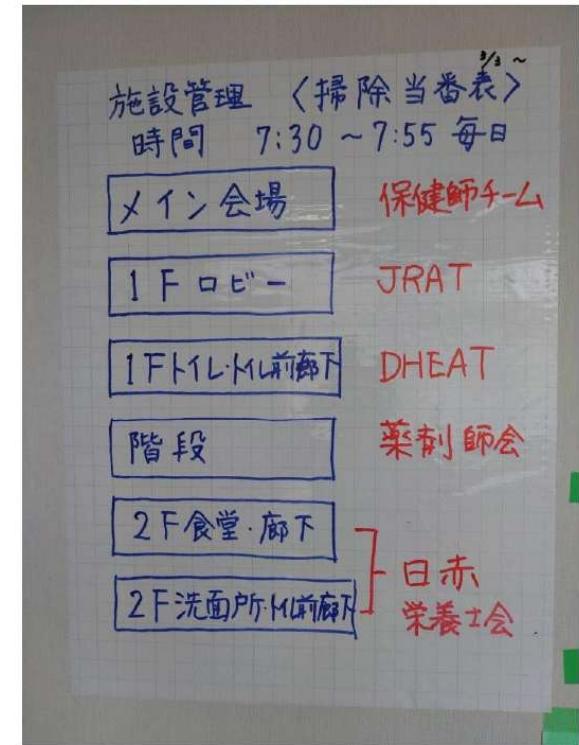


輪島市避難所 常用薬確認表

記入日 2024年 月 日 ( )	記入者	
避難所名 伊庭名		
氏名 (ふりがな)	性別 生年月日	登録号 本人・代理( )
住所	男 女	
診察希望 無 体調に変化がないため薬のみ希望		
有 ( )		
かかりつけ医 要診科・医師名		
かかりつけ薬局	薬剤情報	残薬 (日分)
無 有		
処方内容	処方日 年 月 日	

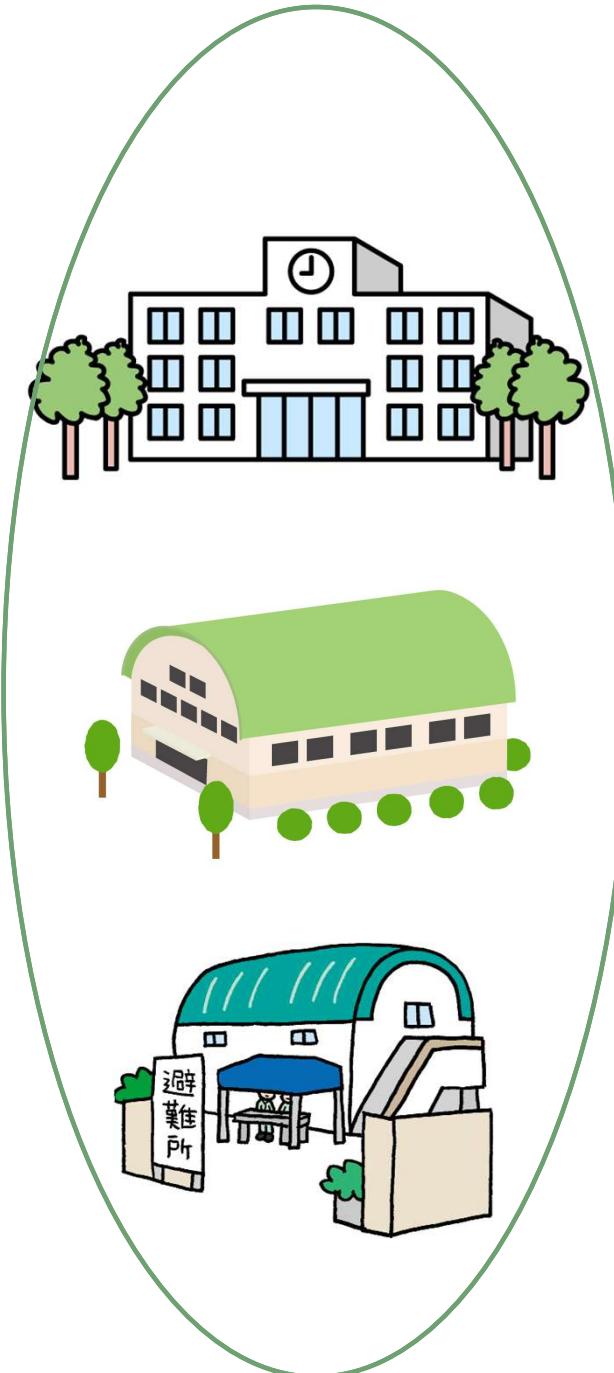
## 4. 避難所巡回

### OTC薬設置、トイレ・手洗い場の確認と衛生環境に関する指導



利用する班も清掃(珠洲)

# 令和6年能登半島地震の特徴



臨時調剤所



臨時調剤所



避難所以外に設置された救護所



モバイルファーマシー



# 各地区における派遣薬剤師の延べ人数

日薬スキームによる派遣者

石川県薬剤師会による派遣者

【石川県薬災対本部】426名

223名(内NPhA177名)

【輪島】1/9～3/5  
薬剤師チーム 324名  
MPチーム 95名

【珠洲】1/7～3/9  
薬剤師チーム 444名  
MPチーム 123名

55名

【門前】1/14～3/5  
薬剤師チーム 271名  
MPチーム 129名

2名

【志賀町】58名

【穴水】1/10～2/8  
薬剤師チーム 174名  
MPチーム 73名

127名(内富山・福井54名)

【国立能登青少年交流の家】  
日薬柴垣現地本部 130名  
※日薬金沢本部 139名

【額谷】304名

【松任】44名

【小松】25名

【能登町】1/10～2/18  
薬剤師チーム 161名  
MPチーム 108名

3名

【船舶】1/22～2/29  
薬剤師チーム 77名

【七尾】73名

【1.5次避難所スpon】2/4～3/31  
薬剤師チーム 147名

303名

## 4. 改訂版「薬剤師のための災害対策マニュアル」 について

改訂版

## 薬剤師のための災害対策マニュアル

令和 6 年 3 月

令和 5 年度厚生労働省科学研究

「薬剤師・薬局における災害時等対応についての調査研究」研究班 報告書

令和 5 年度 厚生労働省科学研究費補助金  
「薬剤師・薬局における災害時等対応についての調査研究」  
研究班名簿

研究代表者：江川 孝 福岡大学薬学部 教授

分担研究者：渡邊 晓洋 兵庫医科大学 助教

研究協力者：一條 宏 株式会社バイタルネット 相談役

荻野 構一 公益社団法人新潟県薬剤師会 会長

越智 哲夫 公益社団法人日本薬剤師会 災害対策委員会 委員長

高山 和郎 一般社団法人日本病院薬剤師会 理事/災害対策委員会 委員長

田尻 泰典 公益社団法人日本薬剤師会 副会長

富永 孝治 公益社団法人熊本県薬剤師会 会長

西森 郷子 公益社団法人高知県薬剤師会 常務理事

山田 卓郎 一般社団法人宮城県薬剤師会 会長

日本薬剤師会災害対策委員会

日本病院薬剤師会災害対策委員会

## 改訂版 薬剤師のための災害対策マニュアル 目次

### はじめに

#### 本マニュアルを活用いただくにあたって

##### 第 1 章 病院・診療所の薬剤部門

1. 直ちに取り組むべきこと	1
1.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	1
1.2 Pharmaceutical Support (PPP) の提供	2
2. 災害発生時の対応 一自らの医療機関が被災した場合一	3
2.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	3
2.2. Pharmaceutical Support (PPP) の提供	4
2.2.1 診療継続可能と判断した場合	4
2.2.2 診療継続が困難と判断した場合	5
3. 災害発生時の対応 一被災地外の病院・診療所から救護活動に参加する場合一	5
3.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	5
3.2 Pharmaceutical Support (PPP) の提供	6
4. 平時の準備・防災対策	7
4.1 業務継続のための準備	7
4.2 地域と連携した医療救護活動を実施するための準備	7
4.3 定期的な教育・研修・訓練	8

##### 第 2 章 薬局

1. 直ちに取り組むべきこと	9
1.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	9
1.2 Pharmaceutical Support (PPP) の提供	9
2. 災害発生時の対応 一自らの薬局が被災した場合一	10
2.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	10
2.2. Pharmaceutical Support (PPP) の提供	11
2.2.1 業務継続可能と判断した場合	11
2.2.2 業務継続が困難と判断した場合	12
3. 災害発生時の対応 一被災地域外の薬局から救護活動に参加する場合一	12
3.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	12
3.2 Pharmaceutical Support (PPP) の提供	13
4. 平時の準備・防災対策	13
4.1 業務継続のための準備	13
4.2 地域と連携した医療救護活動を実施するための準備	13
4.3 定期的な教育・研修・訓練	14

##### 第 3 章 地域薬剤師会(支部薬剤師会)

1. 直ちに取り組むべきこと	15
1.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	15
1.2 Pharmaceutical Support (PPP) の提供	16
2. 災害発生時の対応(被災した場合)	16
2.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	17
2.2. Pharmaceutical Support (PPP) の提供	18
3. 災害発生時の対応(被災地外の地域薬剤師会)	19
3.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	19
3.2 Pharmaceutical Support (PPP) の提供	20

4. 平時の準備・防災対策	21
4.1 業務継続のための準備	21
4.2 地域と連携した医療救護活動を実施するための準備	21
4.3 定期的な教育・研修・訓練	22

##### 第 4 章 都道府県薬剤師会・都道府県病院薬剤師会

1. 直ちに取り組むべきこと	23
1.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	23
1.2 Pharmaceutical Support (PPP) の提供	24
2. 災害発生時の対応(被災した場合)	24
2.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	25
2.2. Pharmaceutical Support (PPP) の提供	27
3. 災害発生時の対応(被災地外の都道府県薬剤師会等)	28
3.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	28
3.2 Pharmaceutical Support (PPP) の提供	29
4. 平時の準備・防災対策	30
4.1 業務継続のための準備	30
4.2 地域と連携した医療救護活動を実施するための準備	30
4.3 定期的な教育・研修・訓練	31

##### 第 5 章 日本薬剤師会

1. 直ちに取り組むべきこと	33
1.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	33
1.2 Pharmaceutical Support (PPP) の提供	34
2. 災害発生時の対応	34
2.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	34
2.2. Pharmaceutical Support (PPP) の提供	36
3. 平時の準備・防災対策	37
3.1 業務継続のための準備	37
3.2 関係団体等と連携した医療救護活動を実施するための準備	37
3.3 定期的な教育・研修・訓練	38

##### 第 6 章 日本病院薬剤師会

1. 直ちに取り組むべきこと	39
1.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	39
1.2 Pharmaceutical Support (PPP) の提供	40
2. 災害発生時の対応	41
2.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	41
2.2. Pharmaceutical Support (PPP) の提供	42
3. 平時の準備・防災対策	43
3.1 業務継続のための準備	43
3.2 関係団体等と連携した医療救護活動を実施するための準備	44
3.3 定期的な教育・研修・訓練	44

##### 第 7 章 災害時の薬剤師の救護活動

1. 薬剤師の主な救護活動	45
1.1 医療救護所・仮設調剤所における活動	45
1.1.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	45
1.1.2. Pharmaceutical Support (PPP) の提供	47
1.2 避難所における活動	48

1.2.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	48
1.2.2. Pharmaceutical Support (PPP) の提供	49
1.3 医薬品集積所における活動	50
1.3.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	50
1.3.2. Pharmaceutical Support (PPP) の提供	51
1.4 モバイルファーマシーの活用	52
1.4.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	53
1.4.2. Pharmaceutical Support (PPP) の提供	53
1.5 業務の引き継ぎと撤収	54
2. 災害薬事コーディネーターの活動	55
2.1 都道府県の保健医療福祉調整本部での活動	55
2.1.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	55
2.1.2. Pharmaceutical Support (PPP) の提供	56
2.2 地域の保健医療福祉調整本部での活動	57
2.2.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	57
2.2.2. Pharmaceutical Support (PPP) の提供	58
2.3 現場救護所・仮設調剤所・避難所	59
2.3.1 Pharmaceutical Management (CSCA) の確立	59
2.3.2. Pharmaceutical Support (PPP) の提供	60
2.4 業務引継ぎと撤収	61
3. 災害時の感染制御	61
3.1 救援活動を行う際に実施すべき感染対策	62
3.2 感染症サーベイランス	62
3.3 公衆衛生活動	62
3.4 抗菌薬適正使用の啓発	62
4. 災害時の救護活動に関する留意事項	63
4.1 救護活動への参加の仕方	63
4.2 活動の記録と報告	63
4.3 支援者のメンタルヘルスケア	63

#### 第8章 災害支援薬剤師・災害薬事コーディネーターの標準的研修

1. 災害支援薬剤師の標準的研修	65
1.1 我が国の災害医療提供体制	65
1.2 災害医療の初動と共通言語	65
1.3 災害時の法規・通知	66
1.4 薬事サポートの実践	66
2. 災害薬事コーディネーターの標準的研修	66
2.1 我が国の災害医療提供体制	66
2.2 災害医療の初動と共通言語	67
2.3 本部での災害薬事活動の調整活動	67
2.4 状況把握と資源の再配分	67
3. アドバンスト研修(地域の実情に沿って以下の研修を追加する)	67
3.1 薬事トリアージ研修	67
3.2 新興感染症対応研修	68
3.3 原子力災害対応研修	68
3.4 モバイルファーマシーを活用した研修	68
3.5 メンタルヘルス研修	68
3.6 避難所運営研修	68
3.6 J-SPEED 研修/SPADE(薬剤版 J-SPEED)研修	68

#### 資料編

資料 1-1 備えるべき防災用品等リスト	70
資料 1-2 BCP(Business Continuity Plan)作成の手引き	71
資料 2 災害時携行医薬品リスト	73
資料 3 災害時携行薬剤関連資材リスト	76
資料 4 救護活動を行う上での留意事項	81
資料 5 災害時に需要が見込まれる医薬品等	85
資料 6-1 災害時の薬剤師業務	89
資料 6-2 災害薬事コーディネーター活動要領(例) (岡山県、熊本県、高知県、福岡県、三重県)	93
資料 6-3 災害薬事コーディネーター活動要領(見本)	127
資料 6-4 災害支援薬剤師・災害薬事コーディネーターの育成研修(例) (岡山県、高知県、兵庫県、福岡県)	136
資料 7 個別疾患患者に対する災害時の対応	143
資料 8 災害発生時の厚生労働省等からの通知(抜粋)	147
資料 9 トリアージ	161
資料 10-1 避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン	165
資料 10-2 スフィアハンドブック	177
資料 11 深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノマイク拉斯症候群)	178
資料 12-1 水害時の消毒薬の手引き(抜粋)	180
資料 12-2 消毒方法について	181
資料 13 原子力災害時の薬事対応	183
資料 14-1 災害時の医療救護活動に関する協定書(例)(東京都、宮城県)	186
資料 14-2 災害用医薬品等備蓄・供給事業委託契約書(例)(大阪府、新潟県、宮城県)	193
資料 14-3 災害対策医薬品供給車両(モバイルファーマシー)の運用等に関する規約(例) (大分県、熊本県、福岡県、宮城県)	207
資料 15 eお薬手帳・お薬手帳の啓発ポスター	218
資料 16 用語の説明	220

## 検索：災害対応 薬剤師 厚労省

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医薬品・医療機器 > 薬局・薬剤師の災害対応



ホーム

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医薬品・医療機器 > 薬局・薬剤師の災害対応

健康・医療

## 薬局・薬剤師の災害対応

災害に伴い発出した通知・事務連絡

災害薬事コーディネーター

薬剤師のための災害対策マニュアル

災害時における薬剤師の対応体制整備事業

各種リンク

### 災害に伴い発出した通知・事務連絡

#### 令和6年能登半島地震

- PDF 令和6年能登半島地震による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて（令和6年1月2日付け厚生労働省医薬局総務課・医療機器審査管理課・監視指導・麻薬

### 政策について

#### 分野別の政策一覧

#### 健康・医療

健康

食品

医療

医療保険

# 災害薬事コーディネーター

## 関係通知

 [「災害薬事コーディネーター活動要領」について（令和7年3月10日医薬総発0310第2号） \[80KB\]](#) 

 [「災害薬事コーディネーター活動要領」 \[316KB\]](#) 

## 都道府県の任命状況

 [都道府県の任命状況（令和6年3月31日時点） \[137KB\]](#) 

 [ページの先頭へ戻る](#)

# 薬剤師のための災害対策マニュアル

 [薬剤師のための災害対策マニュアル（改訂版） \[13.7MB\]](#) 

 [ページの先頭へ戻る](#)

## 救護活動を行う上での留意事項 【心構え】

被災地において救護活動を行う上で最も重要なことは、被災者の救済を第一に考えることである。その上で、薬剤師としての自覚を持ち、被災地の都道府県薬剤師会の現地対策本部の指揮命令系統に従って行動する。

その一方、薬剤師という職にとらわれ「それは、薬剤師の仕事ではない」といった考えをせずに、「被災地の方々の助けになることであれば何でも良い、自らが出来ることをやろう」という気持ちで活動すべきである。的確な状況判断、臨機応変な行動を伴うことは当然であるが、救護活動を行う医療チームのメンバー、被災地の薬局や薬剤師会との協調性を保つことが重要である。

被災地の方々(もしくは薬局や薬剤師会等)や他のボランティアに負担や迷惑をかけるような行動は厳に慎むべきである。

改訂版「薬剤師のための災害対策マニュアル」令和6年3月 資料編 資料4

## 救護活動を行う上での留意事項 【行動指針】

- 薬剤師倫理規定、行動規範を理解していること。
- 必要な心構え・知識・技術を兼ね備えていること。
- 被災者に対し、必要とされる支援を実施できること。
- 自らを律し、自立した災害薬事活動を実施できること。
- 自らの安全を確保できること。
- 行政や他団体・機関と連携・協働ができること。
- 必要な情報の収集や最新の動向を把握すること。

改訂版「薬剤師のための災害対策マニュアル」令和6年3月 資料編 資料4

## 【基本的な留意事項】

- 自己完結型での出動を覚悟して準備をする。
- 派遣先の現地災害対策本部や各医療チームの業務形態を把握する。
- 基本的に被災地の現地対策本部の指揮下での活動となる(CSCAが大事)。
- 災害対策担当者等を中心とした業務を心がけ、自己中心的な行動は厳に慎む。
- 他の派遣者や被災者と争いごとを起こさないように注意する。
- 被災者のために用意されたあらゆるものの使用・利用を控える。
- 被災者の精神的ケアを念頭に活動するとともに、自身の惨事ストレスにも留意する。
- 化粧や香水等は控えめにする。
- 嗜好品(酒・タバコ)は公然と使用しない。
- 個人的に被災者へ物資を供与しない。
- 活動中の様子をSNSに投稿することは被災者に配慮を要することから厳に慎む。
- 活動拠点の立ち上げ時はHeLP-SCREAMを意識する。

改訂版「薬剤師のための災害対策マニュアル」令和6年3月 資料編 資料4

# 大規模災害への体系的な対応の基本原則

C	： Command & Control	指揮連携
S	： Safety	安全
C	： Communication	情報伝達
A	： Assessment	評価

※CSCA の確立なくして TTT は無し

T	： Triage	選別
T	： Treatment	処置
T	： Transport	搬送

大規模災害発生時



平時の活動から  
災害対応への災害モードの  
スイッチを ON

### Pharmaceutical Management (薬事体制の確立)

Command & Control	指揮と連携	指揮系統の確立と連携先の確認
Safety	安全	安全の確保・維持
Communication	コミュニケーション	通信の確保、情報の共有・連携
Assessment	評価	評価:METHANE



### Pharmaceutical Support (薬事サポートの実践)

Pharmaceutical Triage	薬事トリアージ	薬物療法のサポート順位決定
Preparation	準備・調剤	ヒト・モノの準備・調剤/公衆衛生
Provide Pharmaceuticals	供給	ヒト・モノ・情報の提供

CSCA PPP の概念図

MIMMS 大事故災害への医療対応—現場活動における実践的アプローチより一部改変

ご清聴ありがとうございました



雨晴海岸(女岩)